

フードバレーとかち応援企業登録事務取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、フードバレーとかち推進協議会（以下「協議会」という。）が行うフードバレーとかち応援企業（以下「応援企業」という。）の登録に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 フードバレーとかちに賛同する企業・団体等を応援企業(プレイヤーズ)として登録することで、応援企業に係る情報紹介や商品開発支援・ビジネスマッチング等に関する情報提供等を行い、企業間連携を促進させ、地域活性化を実現するなど、フードバレーとかちの推進を図ることを目的とする。

(申請)

第3条 応援企業に登録しようとするもの(以下「申込者」という。)は、別記の第1号様式「フードバレーとかち応援企業(プレイヤーズ)申込書」(以下「申込書」という。)に必要事項を記入の上、協議会会長(以下「会長」という。)に提出することとする。

(登録基準)

第4条 会長は申込者が以下の各号のいずれかに該当する場合、応援企業への登録を認めないこととする。

- (1) 申込者が暴力団員または暴力団関係事業者である場合
- (2) 申込者が各種法令に反するなど、協議会の名誉を傷つける行為やフードバレーとかちの推進に反する行為があると認められる場合
- (3) 申込書の内容に虚偽があると認められる場合

(登録の取消)

第5条 会長は、登録後に応援企業が前条の各号に抵触することが判明した場合は応援企業の登録を取り消すことができる。

2 応援企業は、登録取消を希望する場合、任意の様式により会長に申し出ることとする。

(その他)

第6条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この基準は、平成27年6月1日から施行する。

第1号様式

フードバレーとまち応援企業（プレイヤーズ）申込書
～申込に係る費用は無料です～

(フリガナ) 会社・団体名			
(フリガナ) 代表者の役職 及び氏名			
住 所	〒		
電 話	()	-	
F A X	()	-	
業 種 (○をつけて下さい)	農業 林業 漁業 建設業 製造業（食料品） 製造業（機械器具） 製造業その他（ ） 情報・サービス業 運輸業 卸売・小売業 金融・保険業 不動産業 飲食店（ ） 宿泊業 医療・福祉 教育・学習支援業 その他（ ） 公務		
企業紹介・PR文			
事業内容			
(フリガナ) 担当者名		役職	
メールアドレス			
ホームページアドレス			
フードバレーとまち推 進協議会 HP への企業情 報掲載希望	いただいた情報を「フードバレーとまち応援企業」としてフードバレーと まち推進協議会ホームページに掲載することができます。 掲載を 希望する 希望しない 会社の写真なども併せて掲載が可能です。(1枚)		
メーリング リストの希望	今後、フードバレーとまち推進協議会から十勝の食や農林漁業に関する情報 などを案内するメーリングリストを作成します。 配信を 希望する 希望しない		

※いただいた内容は、フードバレーとまちの推進に関する事以外には使用いたしません。